

35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。

平成20年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B / A	助言 施設数 C	助言率 (%) C / B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	379	266	70.2	169	63.5	0
上小	196	159	81.1	104	65.4	0
諏訪	257	238	92.6	125	52.5	0
上伊那	121	90	74.4	57	63.3	0
下伊那	74	68	91.9	43	63.2	0
木曾	29	25	86.2	18	72.0	0
松本	397	347	87.4	211	60.8	0
北安曇	54	36	66.7	17	47.2	0
長野	139	119	85.6	69	58.0	0
北信	123	67	54.5	44	65.7	0
長野市 保健所	446	325	72.9	189	58.2	2
合計	2,215	1,740	78.6	1,046	60.1	2